

鹿児島県児童生徒対外運動競技の基準

昭和50年2月17日
最終改正 平成30年12月7日

I 学校教育活動としての対外運動競技

1 運動競技の行われる地域の範囲及び参加回数

(1) 小学校においては、原則対外運動競技は行わないものとする。ただし、同一市町村の範囲で行われるもので鹿児島県教育委員会が適当と認めた場合にはこの限りではない。

(2) 中学校の対外運動競技の行われる地域の範囲は、県内を原則とし、この場合における参加回数は、各競技について年1回程度とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 県地区対抗女子駅伝競走大会に参加する場合

イ 九州ブロック大会までの範囲で行われる対外運動競技で鹿児島県教育委員会が適当と認めたものについて各競技ごとに参加回数を年1回程度とする場合

ウ 全国中学校体育大会及び国民体育大会に参加する場合

(3) 高等学校の対外運動競技の行われる地域の範囲は、県内を原則とし、この場合における参加回数は、各競技について年2回程度とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 県民体育大会、県下一周市郡対抗駅伝競走大会及び県地区対抗女子駅伝競走大会に参加する場合

イ 九州ブロック大会までの範囲で行われる対外運動競技で鹿児島県教育委員会が適当と認めたものについて各競技ごとに参加回数を年1回程度とする場合

ウ 全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球大会、全国高等学校定時制通信制体育大会及び国民体育大会に参加する場合

2 主催者

対外運動競技の主催者は、小学校においては、教育機関又は小学校体育連盟、中学校においては、教育機関又は中学校体育連盟、高等学校においては、教育機関、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟又は高等学校定時制通信制教育振興会とする。

(注) 主催者とは、実質的に運営する一つの機関又は団体であって共同主催でないものをいう。ただし、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球大会及び全国高等学校定時制通信制体育大会はこの限りでない。

3 その他

(1) 対外運動競技は、生徒の心身の発達等に応じたものでなくてはならない。

(2) 対外運動競技に参加する者については、本人の意志、健康、学業等を十分考慮しなければならない。

(3) 対外運動競技に参加する者については、健康診断を受けさせておかなければならない。

II 学校教育活動以外の運動競技（学校名を使用するもの）

県における運動競技会に関する事項

1 主催者

主催者は、競技団体とする。ただし、必要な場合は共同主催者に適当な機関又は団体を加えることができる。

なお、後援者としては、関係教育委員会、関係学校体育団体が加わることが望ましい。

2 運動競技会の規模、回数、日程等

運動競技会の規模、回数、日程等は次の各号によるものとし、主催者は、当該学年度開始前（変更する場合はその都度）に鹿児島県教育委員会に届け出るものとする。ただし、これに沿わない場合はあらかじめ鹿児島県教育委員会に協議するものとする。

(1) 運動競技会の規模は、当該主催者が管轄する地域の範囲を超えないものとする。

(2) 運動競技会の開催は、原則として各競技につき次の回数までとする。ただし、国民体育大会の予選についてはこの限りではない。

区 分	回 数
小 学 校	年1回以内
中 学 校	年2回以内
高 等 学 校	年2回以内

(3) 運動競技会は、原則授業に支障のない休業日に行うこととし、日程は次のとおりとする。

区 分	日 程
小 学 校	1日以内
中 学 校	2日以内
高 等 学 校	3日以内

3 運動競技会に参加する児童生徒の健康管理、事故防止

(1) 児童生徒の運動競技会への参加回数は過度にならないよう配慮しなければならない。

(2) 主催者は、児童生徒の健康管理等に十分配慮しなければならない。

(3) 主催者は、競技会場の施設・設備の点検や競技会における熱中症等の安全対策に十分配慮しなければならない。

(4) 参加者については、健康診断を受けさせておき、参加については保護者の同意を得るものとする。

4 運動競技会の運営

運動競技会の運営の責任は、主催者が負うものとする。

5 運動競技会に要する経費

(1) 運動競技会は簡素を旨とし、参加者に過重の負担にならないようにするものとする。

(2) 運動競技会の運営に要する経費は、主催者が負担することを原則とする。

6 運動競技会における表彰

表彰は、児童生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な賞品は授与しないものとする。